

2025年10月21日

福島県議会議長 西山 尚利 様

日本共産党福島県議会県議団

団 長 神山悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 大橋 沙 織

福島県議会の民主的な議会運営に関する申し入れ

衆参両院で過半数割れに追い込まれた自公政権は、自民党新総裁・高市氏誕生を機に、四半世紀以上にわたり続いてきた連立政権から公明党が離脱を表明、本日、自民党と日本維新の会による新たな連立政権が誕生する見込みです。維新が政権入りの条件としたのは、かねてから主張してきた企業・団体献金の禁止でも、消費税減税など暮らし応援でもなく、唐突な議員定数削減であり、日本の政治情勢は民主主義の根幹を揺るがす歴史的岐路にあります。

こうした中、県議会は任期後半に向けて、所属常任委員会の構成等について、検討が進められています。かねてより、日本共産党県議団として、県民の医療・福祉を重視する立場から、福祉公安常任委員会への所属を希望してきましたが、この二十数年間および今任期前半についても、実現していません。2年前の改選時にも、任期後半は所属が実現できるよう主張してきました。特定の会派を特定の常任委員会に所属させないということは、議会の民主的運営からみてきわめて異常といわざるを得ません。特に、最大会派が数の論理で少数を押し切るなどということが常態化すれば、議会運営は形骸化してしまいます。

また現在、交渉会派は、自民党と県民連合の2つですが、4人以下の会派も交渉会派とするよう要件を見直し、より幅広い会派の意見が反映されるべきです。

同時に議会の役職の配分についても、自民党会派が独占することなく、議長は第一会派、副議長は第二会派から選出する、各常任委員会正副委員長はじめその他の役職についても議員数で比例配分し、より多くの会派で分かち合う議会構成とすべきです。

さらに、昨年来、少数会派の本会議質問を制限する非民主的議会運営が行われ、日本共産党の一般質問は年間3回に制限されています。少数会派を尊重してきた福島県議会の歴史に鑑み、議員の質問機会を十分に保障する議会運営を強く求めます。

議会制民主主義と県議会の民主的運営の観点から、以下申し入れます。

記

- 1、 交渉会派については、4人以下も認めるよう要件を見直すこと。
- 2、 議長は第一会派、副議長は第二会派から選出すること。
- 3、 常任委員会の会派配分は、少数会派の希望を優先的に認めること。
- 4、 任期後半の常任委員会構成に当たっては、日本共産党県議団が希望している福祉公安常任委員会への所属を認め、長期にわたる締め出しを改めること。
- 5、 各常任委員会および特別委員会の委員長、副委員長については、各会派への公正な比例配分を行うとともに、選出方法は互選により行うこと。
- 6、 本会議を午前中から開催するなどして、希望する議員の質問機会を十分保障すること。
- 7、 議会制民主主義と県議会の民主的運営に鑑み、上記事項について、議長の手元で十分検討するとともに、公平な議会運営となるよう務めること。

以上